

第15回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年1月20日（月）16:00～17:00
2. 場所：内閣府合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一
 - （専門委員）小林三喜雄、圓尾雅則、川本明、久保利英明
 - （関係団体等）齋藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合
 - （警察庁）生活安全局 楠保安課長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 事業者からのヒアリング
 - 「ダンスに係る風営法規制の見直し」
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 大川次長 それでは、定刻でございますので規制改革会議第15回創業・IT等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。
 - 皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。
 - 本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。本年もよろしくお願いいたします。
 - 開会に当たりまして、まず安念座長から御挨拶いただきたいと思います。安念座長、よろしくお願いいたします。
 - 安念座長 座長の安念でございます。どうも今日はお忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。遅まきながら明けましておめでとうございます。本年もどうぞ皆さんよろしくお願いいたします。
 - 本日の議題は「ダンスに係る風営法規制の見直し」でございます。この点については、既に昨年11月22日の会議におきまして関係団体等からいろいろな御意見を伺ったところでございます。
 - 本日は、警察庁からのヒアリングを行いまして、議論をさらに深めていきたいと思っております。東京オリンピックを控えまして、国際的にも注目されている論点でございますので、

本ワーキング・グループとしても重点的に取り組んでいきたいと思っている話題の1つでございます。

本日もどうぞ自由で闊達な御議論を頂戴いたしますようお願いいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。御退室ください。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は安念座長をお願いいたしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議題の「ダンスに係る風営法規制の見直し」に入りたいと思います。

それでは、関係者の皆様には御入室くださるようお願いしていただきます。

(警察庁、齋藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合入室)

○安念座長 皆さん、お忙しいところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

早速でございますが、それでは、警察庁から御説明をいただけますでしょうか。

○警察庁(楠課長) 警察庁保安課長の楠でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしました資料によりまして、客にダンスをさせる営業に対する風営法の規制について御説明いたします。

まず、風営法についてですが、この法律は善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的として、風俗営業、性風俗関連特殊営業等について必要な規制を設けております。

このうち風俗営業につきましては、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものであり、営業の健全化・適正化になじむものである一方、営業の行われ方いかんによっては問題が生じる恐れがあることから、規制の対象とされているものでございます。

他方、性風俗関連特殊営業については、俗に片仮名書きで「フーズク」と言われる性を売り物とする営業であることから、厳しい取締りの対象とされており、法律上、両者は全く別の種類のものとして区別されております。

それでは、資料の1枚目でございますが、風営法で規制の対象となっている客にダンスをさせる営業について御説明いたします。

風営法では、客にダンスをさせる営業につきまして「キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる営業」「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」の3つの類型を規制の対象としております。接待、飲食

の有無で異なる類型といたしております。

要件1に記載してありますとおり、規制の対象となりますのはあくまでも営業であり、ダンス自体が問題であるとしてダンスそのものを規制するものではございません。

また、営業を規制する法律でありますので、非営利のものは規制の対象とはなりません。

次に、要件2に記載しておりますとおり、客にダンスをさせるための設備、物的施設や備品を設けて営業の常態として客にダンスをさせるものが対象となります。

平成24年末現在におけるこれらの営業の許可件数は、1号営業が2,774件、3号営業が413件、4号営業が150件で、この150件のうちダンススクール等が83件となっております。

次に、資料の2枚目を御覧ください。

風俗営業の規制の対象につきましては、これまでも見直しが行われてきたところですが、特に4号営業につきましては風営法により規制が設けられている趣旨に照らして、典型的に規制の対象とならないと認められる形態についてこれを明らかにするとともに、法令の改正により一定のダンススクール営業を規制の対象から除外しております。

第1に、風営法は営業を規制する法律でありますので、地方公共団体や公益法人等が趣味やスポーツ、健康増進のために非営利で行っているダンス教室のようなものについては規制の対象なりません。

第2に、ヒップホップダンスなど男女がペアになって踊ることが通常の形態となっていないダンスを客にさせる営業は、それだけでは男女間の享乐的な雰囲気や過度にわたる可能性があるとは言いがたく、現実に風俗上の問題等が生じている実態も認められないことから、原則として4号営業の規制の対象とする扱いとはしていないところでございます。

なお、3号営業「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」につきましては、4号営業と異なり、客にダンスをさせることに加えて客に飲食をさせることを伴うものであり、このため4号営業よりも享乐的な雰囲気が過度にわたり、風俗上の問題等を生じさせるおそれが多いことから、ペアダンスをさせるものはもとより、ペアダンス以外のダンスをさせるものについても規制の対象といたしております。

第3に、一定の資格を有するダンス教師がダンスを教授する営業につきましては、ダンスの技能・知識の教授を主たる対象としており、問題となる事案も見られなかったことから、平成10年の風営法の改正等により、全日本ダンス協会連合会、日本ボールルームダンス連盟が実施するダンスの教授に関する講習で国家公安委員会が指定したものの修了者などが教授するダンススクール営業について、風俗営業から除外することとされました。

平成24年11月には、この2団体以外の団体が実施する講習であっても指定講習として指定することができるように風営法施行令が改正されたところであり、現在はこの2団体に加えて日本ダンス議会、日本ダンススポーツ連盟の行う講習が指定されております。

なお、ただいま御説明いたしました点につきましては、都道府県警察に徹底するとともに、いずれも警察庁のホームページ等で公開しているところであり、その取扱いに誤解の生じることがないようにしているところでございます。

それでは「客にダンスをさせる営業」に対する風営法上の規制の概要について御説明いたします。資料の3枚目を御覧ください。

まず、風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて営業所ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされており、許可の基準として人的欠格事由と物的欠格事由とが設けられております。

人的欠格事由としては、一定の刑に処せられて5年を経過しない者、暴力団員等が、物的欠格事由としては、営業所の構造・設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準を満たしていないことが、それぞれ定められております。

営業所の構造・設備のうち、客室の床面積の基準につきましては、1号営業と3号営業については客室1室の床面積が66平方メートル以上で、ダンスをさせるための部分がおおむねその5分の1以上とされており、4号営業についてはダンスをさせるための1室の床面積が66平方メートル以上とされております。

次に、営業地域の制限として、住居集合地域、病院・学校等の周囲おおむね100メートルの地域など、都道府県の条例で定める地域においては営業を営むことができないこととされております。

次に、風俗営業については原則として午前0時から日の出時までの時間においては営むことができないこととされておりますが、都道府県の条例により例外を定めることができることとされております。この点については後ほど補足して御説明いたします。

この他、照度の規制でありますとか広告宣伝の規制、客引き等の規制、年少者接待等禁止に関する規定が設けられている他、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることが禁止されております。

資料の4枚目を御覧ください。営業時間に係る規制について、若干補足して御説明いたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、風俗営業につきましては原則として午前0時から日の出時までの時間において営業を営むことができないこととされておりますが、都道府県の条例により例外を定めることができることとされております。

第1に、習俗的行事その他の特別の事情がある日として、条例で定める日において条例で定める地域内においては条例で定める時まで営業することができることとされております。現在のところ、例えば東京都では都条例等により、年末年始、大規模な祭礼が行われる日等について、地域を定めて午前1時まで営業することができることとされております。この風営法の規定により、都道府県の条例で定めれば、例えば土日において営業時間を延長するということも可能でございます。

第2に、店舗が多数集合しており、風俗営業などの営業所が多数設置されている地域で、住居集合地域などに隣接する地域でないなど、午前1時まで営業を営むことが許容される地域として条例で定める地域については、午前1時まで営業を営むことが可能とされております。現在のところ、例えば東京では六本木、渋谷、新宿等の商業地域の一部が指定さ

れております。この風営法の規定により、都道府県の条例で定めれば、一定の地域について通年で午前1時まで営業時間を延長することが可能でございます。

最後に、資料の5枚目を御覧ください。

3号営業「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」をめぐっては、資料の上の方に記載してありますとおり、「騒音・い集」「年少者の出入り」「店内外における傷害事案・もめごと等」「薬物売買・使用容疑」「女性に対する性的事案」等の問題が見られるところであり、地域住民から警察に対して強い取締要望が寄せられているところがございます。

例えば大阪のアメリカ村、これはミナミ地区でございますが、平成22年9月ごろに、「クラブが流す大音量、重低音の音楽が深夜から早朝にかけて鳴りやまず、睡眠を妨害されている、ノイローゼになった住民もいる。」とか、「クラブで朝まで飲んだ若者ら同士がけんかをしたり、店先の看板や車を壊したり、因縁をつけられたりして外に出られない。」とか、「クラブの営業者に音量を下げるようお願いをしても相手をされず、店からつまみ出された。」などの声が警察に寄せられ、同年10月には町会長からクラブの取締要望書が警察に対して提出されました。その後、平成25年にもアメリカ村の町会からクラブへの指導・取締りなどの継続の要望書が提出されております。

また、東京の六本木地区では、平成23年9月に地元の町会から、六本木5丁目交差点付近から六本木3丁目児童遊園周辺にかけての安全・安心環境の改善に関する陳情書が警察に提出された他、25年7月にも六本木の現状として、早朝は酔客がいるため通学がしにくい、深夜早朝における若者等によるけんかの多発、クラブ等の飲食店における騒音の苦情、クラブ等における殺人事件や重傷傷害事件の発生、クラブ等での違反薬物の使用が噂されていることなどを挙げた上で、治安悪化の温床であるクラブ等の取締りを強化してほしいとの陳情がなされました。

警察では、地元住民からのこのような苦情・取締要望を踏まえ、営業者に対して指導・警告を行うとともに、この指導・警告に従わず同様の問題を起こしている悪質な営業者に対して取締りを行っているところがございます。

まとめといたしまして、今回このワーキング・グループにおいてダンスに係る風営法規制の見直しが取り上げられて、その問題意識として、「客にダンスをさせる営業について、風営法の許可の基準が必ずしも明確でないため、風営法の規制対象となる営業形態を明確にすべきでないか」とされておりますが、先ほども御説明いたしましたとおり、規制の対象となる営業の範囲等について疑義が生じた場合には、必要に応じて警察庁のホームページ等で明らかにしているところであり、現時点においては規制対象となる営業形態について誤解が生じているという状況にはないものと認識しております。

また、客にダンスをさせる営業について、風俗営業の規制の対象から除外すべきではないかという声もございますが、3号営業をめぐっては先ほど御説明したとおり問題となる事案が発生し、地元住民からの苦情・取締要望が寄せられております。

このような状況の中で3号営業に対する風営法の規制を撤廃することは、暴力団員等の悪質な業者による不適切な営業行為により風俗上の問題が生じ得ること、騒音等により営業所周辺地域の生活環境が悪化し得ること、18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることにより少年の健全な育成に問題が生じることが懸念され、今以上に様々な問題を惹起するおそれがあることから問題が多いのではないかと考えております。まずは業者が業界団体を作るなどして自主規制を行い、営業の健全化に向けた努力をする必要があるのではないかと考えております。

また、4号営業につきましては、3号営業のように問題となる事案が発生しているという状況にはないことから、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているところですが、4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される場所であり、問題が多いのではないかと考えているところでございます。

このようなことから、現時点において客にダンスをさせる営業に対する風営法の規制を撤廃してしまうということはなかなか難しいのではないかと考えております。

なお、風営法による営業時間の制限が午前0時又は1時とされていることから、風俗営業の許可を受けることができず、違法に3号営業を営む要因となっているとの声がございますが、先ほども御説明したとおり、現行の風営法の下でも都道府県の条例により、例えば土日に営業時間を延長することは可能であります。ただ、その前提としては地元住民の理解を得ることが不可欠ではないかと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして齋藤弁護士にお願いいたします。

○齋藤弁護士 弁護士の齋藤貴弘と申します。

私からは前回、1回目のヒアリングで六本木商店街振興組合、日本ダンススポーツ連盟、ラテンワークスなどからのヒアリングの結果を簡単にまとめさせていただければと思っております。

まず、お手元の資料2に沿って御説明していきたいと思っております。

まず、前回明らかになったことなのですが、ダンスをめぐる産業としての裾野の広さ。これをもう少し伸ばしていくべきではないかというところを強調させていただきました。文化、観光、教育などにおいて相当規模の産業に成長しており、今後も成長が期待される、とても大きなポテンシャルを秘めた産業です。

文化としては、単に音楽、ダンスだけではなくて、ファッション、映像、あるいはいろいろなIT企業のアイデアの交換の場になっていたり、観光としては、オリンピックに向けて外国人をもてなすための非常に重要な資源になると思っております。教育に関しては、中学校の体育の必修科目としてヒップホップが取り上げられたりして、その効果が期待さ

れております。

これが現行の風営法の規制の中で非常に大きな制限を受けてしまっていて、過度にわたる制約の中に非常に制限されてしまっているというところなんです。

2番の深夜に及ぶダンス営業に関連して、酔客のけんかですとかごみなどのトラブルの事案が六本木商店街振興組合さんなどから指摘されましたけれども、そういったトラブルの事実はあったとして、それを回避、防ぐために風営法の現行のダンス営業規制が有効性を示していないのではないかとということが前回指摘されました。

ダンスとトラブルというのは関連性を欠きますし、ダンス営業規制によって、むしろ事業者が警察や地元商店街と連携をしていくのが困難な状況に陥ってしまっていることですか、かえって遵法意識を欠く事業者を誘導しかねない、遵法意識をとということですか、ダンスを基準とすることで規制内容が広範になってしまっていて、現場の警察官にとっても取締りに混乱を生じてしまっているというところがございます。

最後の、現場の警察官にとっても混乱を生じてしまっているというところは、資料の2枚目で「『ダンス』基準が現場で機能していないことについて～NOON訴訟における警察官証言より～」、このNOON訴訟というのは、風営法で摘発を受けた事業者が風営法の違憲性を争って起こしている裁判なのですが、その弁護団の西川研一弁護士がまとめた資料で詳しく記載されているというところなんです。

したがいまして、ダンスを基準とした規制の限界が明らかになっておりまして、現行の3号ダンス飲食営業を風俗営業から除外するのが相当であると要望いたしました。

なお、ダンススクールなどの4号営業については、具体的な弊害がありませんので、規制の必要性が全くないと思っております。

3番の「トラブル解決のために求められること」というところですけども、これは深夜営業をまず適法化しつつ、その中でより実効的なトラブルの解決策を探っていくべきであるということで、六本木商店街振興組合さんからの要望がございました。

具体的なトラブルに即して、個別の取締法規で解決を目指していくべきと考えておりまして、例えば騒音・い集は迷惑防止条例などで取締りが可能ですし、暴行傷害、薬物などの事件、女性の性的事案については各種刑法犯で摘発が可能です。ゴミ問題については、現行の風営法ではなかなか解決が難しいので、事業者や地域などによって取組をしていく、取組を促していくことが必要だと思っております。

結局は検討すべきことは、個別の取締法規によっていかに実効的な取締りを実現していくべきか、どういった体制で個別取締法規を有効化していくのかということだと考えております。

その中で、前回クラブとクラブカルチャーを守る会というクラブの事業者団体の組織を目指している団体からのヒアリングがございまして、事業者団体をクラブ事業者の中で結成しているという動きが説明されました。これは前回のヒアリングの後いろいろ具体的な動きがありまして、事業者団体設立に向けて着々と動いているというところなんです。

「4 事業者団体の活用」なのですが、警察庁の以前の見解ですと、個別法規の取締りの中では警察の人的資源の限界があつて、なかなか全ての業態、全てのトラブルを把握するのが困難ということが指摘されましたけれども、事業者団体のそういう自主的な取組をうまく生かし警察と連携を強化していくことで、人的資源の問題は解決できるように考えております。

「5 連携のあり方」なのですが、許可制ということで、ダンスを例えばクラブなどの場所に集約して、集約した上で許可をする。そしてその中で管理をしていくということがあるのですけれども、前回指摘されたように、風俗営業とされることによって社会的にいろいろなレッテルが張られてしまうラベリングの問題が指摘されました。

現行だと深夜酒類提供飲食店、夜お酒を出す飲食店として、届け出制の中で営業することができないかということが一つあるかと思えます。届け出制とすることで業態の把握が可能になりますし、業態を把握する中で警察と関係をつくって継続的な指導体制を構築していく。営業停止ですとか罰金などによって罰則もありますので、指導の実効化が可能になるように思います。

実際に深夜酒類提供飲食店と風俗営業の規制内容は、おおむね深夜酒類提供飲食店が風俗営業の規制内容を準用しているという形になっております。

人的欠格事由についてはありませんけれども、これは必要に応じて準用なり新たに禁止事項を設けるなどすればいいのかなと思えます。

その他、具体的な今回の警察庁からのヒアリングの規制を撤廃した場合の弊害ということについても、現行の深夜酒類提供飲食店あるいは事業者による事業者団体の取組、あるいはそれに伴う個別法規によって解決していくことが可能なのかなと思っております。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今のお二人の御説明につきまして御発言のある方どうぞ。どなたからでも結構でございます。

どうぞ。

○久保利専門委員 警察庁にお伺いしたいのですが、海外における、ヨーロッパあるいはアメリカでも結構なのですけれども、12時とか1時という時間帯でこの種の飲食業を含めて、ダンスが入るかどうかは別にして、これの時間で制限をするというのは国際的に一般的なものなのでしょうか。私、世界中161カ国歩いて夜結構遊ぶのですけれども、私の知っている限りではそんな12時でおしまいになるようなヨーロッパの国というのは余り記憶にないのですが、一般的にはいかがなものでございましょう。

○安念座長 どうぞ。

○警察庁（楠課長） 私どもも詳細に間違いなく把握しているかというところではちょっと自信がないところもあるのですけれども、各国もそれぞれ何らかのこの種の営業に対しては規制は設けております。ただ、時間についてはそれぞれで、日本よりも遅いところも

当然でございます。ただ、それはそれぞれの国の情勢等に応じて決まってくるものではないかと思っております。

○久保利専門委員 ごもつともだと思っておりますけれども、ただ、この国の睡眠とか起床とかそういう行動パターンそのものは、最近10年、20年、30年見ていると随分変わってきて、農耕民族型の夜早く寝て朝早く起きるというパターンではもうないのではないかと。特に都市においては実態が違ってきているのではないかなと思っておりますが、そのあたりの実態調査というかですね。本当にこれは12時、1時でなければいけないものなのかどうかというのは、何か調査データがございますでしょうか。

○警察庁（楠課長） 先ほどポンチ絵の4枚目で、営業時間に係る規制について御説明をさせていただきましたが、実は平成10年の風営法の改正で、この2つ目の営業延長許容地域というのを新たに設けています。それまではお祭りとかそういう特別な事情がある日は延ばせますけれども、それ以外は午前0時ということにしていたのですけれども、今、委員がおっしゃられましたとおり夜型化も進んでいる面もあるので、多少緩和できるところは緩和してはどうかということでこういう制度を設けました。

その際に、夜中に起きている人の割合とかを、ちょっと今、資料を持っていませんが、調べたデータとかございまして、それを見ると午前1時を超えるとかなり寝てしまっている人が多いということでありまして、その状況というのは今も変更がないと考えております。ですから、深夜の時間帯に、ある意味ちょっと大騒ぎといいますか、騒ぐ場合に周りの住民の人との兼ね合いをどういうふうに考えていくかということで、平成10年の際には午前1時までだったらということで改正をしたということでございます。

○安念座長 他にいかがですか。

私、この問題が生じてからようやく風営法というのを初めてちゃんと読んだのですが、1号、3号、4号の論理的な関係というのは普通の法令にはないですね。

というのは、Aという範囲のものを規制する号があって、次にAを含むBというより広範なものを規制の対象にする第2号があるときには、大抵（第1号に掲げるものを除く）というような書き方をするのが法制局的な法文の作り方だと思うのですが、字面だけ読むと、理論的には4号さえあれば全てを包括することができるようになっているはずなのですが、なぜこういうふうに書き分けられているのか。何かそれは歴史的な経緯のあることですか。

○警察庁（楠課長） もともとは座長がおっしゃられるように4号だけの規制だったものでございます。それが社会の実態としていろいろな形態が出てきたということで、その実態に合わせて改正をして号を分けたというふうに承知しております。

○安念座長 そうすると、当局の取締りのやり方としては、4号はもともと包括的だったのだけれども、1号と3号がいわば分家したから、規制の実態としては4号から1号と3号に含まれるものは一応除いて考える、こういうような読み方をしておられるということですか。

○警察庁（楠課長） 今回の規制は、風営法の2条で1号、3号、4号というふうに書いているのですけれども、先ほどおっしゃられましたとおり、1号を書いて、3号の中からは1号に該当するものを除いて、4号からも1、3号に該当するものを除くという形になっております。そういう意味では、接待とか飲食とかある意味追加の要件がかかっている部分があればそちらの号で読みます。

○安念座長 そうでしょうね。それは法律の読み方をすれば当然そうなるでしょうね。わかりました。

どうぞ。

○日本ダンススポーツ連盟 今、御説明いただきました4ページまでについては、私どもも既によく理解しているつもりでございます。

ただ、御説明の中で若干現場と違う感じがするのが、営業性（良い営業と悪い営業）の区別が非常に曖昧で、一般の人では区別できないという問題です。実際に大阪市の例ですが、やはり営業性の問題で、謝礼をもらったのが営業性が弱いからいいのだとか悪いのだとかということについて現場でもめ、参加費をとった場合は結局風営法に書いてあるとおり「一切だめ」というふうになってしまう例があるのです。

それから、この前も御説明しましたけれども、実際に食事付きのダンスパーティーというのがよく行われているのですね。それは警察庁さんからもいいと言われているのですけれども、それがどこまでよくてどこからだめだということがわかりません。この場合どうですかと伺っても警察庁さん御自身が答えられない。御自身というか、担当者の方にも答えていただけないで、「ちょっとその場に行ってみないとわからない」という。そうすると、業界としてはそういうことを企画していいかどうかということがわからなくなるということで、やはり明確な法にさせていただきたいと私どもは思っています。

さらに、最後の5ページ目のところが私どもの理解を超えているのですけれども、薬物販売・使用容疑とか、女性に対する性的事案と記載されている部分、こういうものがダンス営業に起因して実際にどのくらい把握されているのか？ ということです。

例えばここに「平成24年度の犯罪情勢」という警察庁さん発行の白書のようなものがありますけれども、ここにダンスのダの字も出てこないのですね。日本全体でいろいろな犯罪が行われていますけれども、結局のところ、ダンスに起因するものがどのくらいあるかどうかということが非常に疑問で、私どもの関係のペアダンスからは、そういうものが実際にはゼロであろうと思っているのです。

もしかすると「1、2件あるのですよ」ということかもしれません。それにしてもこれだけ大きくダンス営業そのものを規制してしまうということに発展するだけの科学的根拠が今、あるのかどうかというところを、是非数値をもって御判断いただきたいと思います。

5ページ目に書いてある無許可営業検挙件数というのは、今、法律そのものが正しいか、あるべきかどうかと御判断いただいているところの法律があるから発生している無許可営

業であって、これはダンスが悪いか良いかの問題ではないのですね。ですから、行政処分の数も問題とは関係ない。

実際に女性に対する性的事案とかいうのがあるのかどうかということで、例えば風俗関係事犯の送致状況というデータを見ると、これは平成22年の例なのですけれども、1号営業、3号営業、4号営業についてはゼロ、2号営業、社交飲食店について256件、380人、うち客引きが220件となっていて、ほとんど客引きの問題なのです。私どもはここは専門ではないのですが、そういうところをきちんと見ていただきたいのです。客引きについて問題があるのであれば、きちんとそのための対応をすべきでしょうし、風俗営業法の規制をしたら、それがなくなるのかどうか？ というところをあわせて御検討いただきたいと思っています。

○安念座長 何かコメントはありますか。

○警察庁(楠課長) いろいろなことをおっしゃられたので、順番に説明しますけれども、まず営業性の判断につきましては、先ほども申し上げましたとおり、まさに営業を規制する法律ですので、非営利のものとかは当たらないということで、大阪市の事例につきましても大阪府警に聞きましたところ、今、大阪市に対してきちっと説明をしているという状況のようでございます。

ただ、前回のヒアリングの際におっしゃられていたと思うのですけれども、ダンスのグループの中で、あれはいいのかこれはいいいのかというようなことで、ある意味言い合いをしているといったようなところもございますので、その辺につきましては、ダンスのいろいろな団体にもさらにきちっと説明をして、お互いにそういうことを言い合わないようにしていけば解決できるのではないかと考えております。

食事つきのダンスにつきましては、これもまさに先ほどおっしゃられていましたように、個別具体的に判断せざるを得ないところはあると思うのですけれども、それは御相談いただければきちっと答えたいと思っています。

それから、先ほどの問題となる事案があるのかということでございますけれども、まず4号営業のダンススクールにつきましては、私どもの方もそれほど問題となる事案は起きていないだろうということで、平成10年の改正で、典型的にきちっと教える資格を持った人が教えているスクールというのは問題が起きないということを確認できますので、そういった形態については外しています。さらに、昨年11月にそういう団体を、従来は2つの団体を名指しで指定していましたものを、定性的な要件にして指定ができるようにしたということでございまして、方向性として問題のないところについては除外をしていくという方向で考えております。

それ以外のナイトクラブ営業等につきましてここに書いておりますけれども、これは110番で騒音だ、い集だという話がありました。あるいは検挙した事例の中で、クラブの中でどんなことが行われていたのかということを経験した捜査の中で明らかになってきた事案を見ますと、先ほどおっしゃられましたように、個別の事案として立件には至っていない

いものの、クラブの中でそういう事案も発生しているということでございます。

○安念座長 どうぞ。

○日本ダンススポーツ連盟 この資料では、検挙されない認知件数という数字も挙がっているのですけれども、クラブの中でそういうことが起こったときにどこに分類されるのか、というところがよくわかりません。もしダンスの事案が重要であれば、きちんと分類されてここに出てくるべきだろうと思うので、実際には非常に少ないのではないかと推測しています。実際に何件ぐらい起こっているかということをやはり知る必要があるのではないかと思うのです。

実際、学校などでも窃盗だとか本当にたくさん、いろいろな犯罪が行われています。そういう中で本当にダンス関係のところが多いのかどうかということをお判断いただきたいと思っています。

○安念座長 これは一種の立法事実ですね。そういうものがあるかどうかですね。

私も、自分が学校屋だから学校のことを思ったのですけれども、学校の中でも実はいろいろな犯罪は起こり得る。つまり人間が圧縮して存在しているところでは必ず起きることです。だからといって学校を風俗営業として規制するかとなると、そういう時代になるかもしれないけれども、それは余り常識的ではないですね。特に私の考えでは大学の最大の機能というのは男女交際のお場を与えることだと思っておりますので、それは必ず起きますよ。

やはり根本問題は、ダンスという点に着目して規制をすることの是非、あるいは効率性ということに結局はなるのでしょうか。問題は恐らく警察庁さんとしては、戦後の一時期はダンスというものが非常に不健全な営業ということに直結する立法事実がやはり少なくとも一時期はあったのだらうと思うのです。それが今でも維持できるものかどうか。

ここにおっしゃるような騒音とか薬物とかごみとかいうのは悪いということは当たり前の話で、それをダンスという切り口で規制するのが効率的な規制になるのか。それとも齋藤弁護士その他おっしゃるように、それはそれで別途に対応すべきなのか、そちらのほうが効率的なのかという話だと思っております。

ダンスにかかわる営業が典型的にこの種の反社会的な行動を起こしやすいことがあるなら私もダンスというものに着目して規制するというには一定の合理性があると思うのだけれども、本当にそうなのかということなのでしょうね。本当にそうなのかというのは調べてみてわかることかどうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

全く私もこの種類の問題について素人なのですが、先に警察庁の方から御説明いただいた資料の5ページで「規制を撤廃した場合の主な問題点」というのが下にありまして、先ほどの話で、一方では齋藤先生が御説明になった内容で、深夜酒類提供飲食店の規制内容でも当然規制されるというのは、上の3つは多分規制されるだらうなど。そうする

と、今、言われている3号を風営法から削除するというこの意味は、騒音に関しての規制を撤廃しろというふうにも聞こえるのですが、そこはそこまで言うておられるのか。

それで、今、安念先生が言われたことと言えば、多分ダンスと他が違うのは音と振動というところだと思うのです。これは物理的にはっきりしていて、静かに酒を飲む場合、これの深夜まで飲む場合とダンスをする場合で、それは物理的に違う。だから、そこについての合理的な規制というのはあってしかるべきだと思うのです。

そのときに、これを全部規制の対象から外すと、では騒音は、一般のもちろん環境規制というのはありますけれども、特別には何も規制されないということでもいいのか。もちろん自主的に抑制するというのはあると思うのですけれども、規制がないということは法的には何も対処できない。もちろん民事法上とかそういうのは別ですがね。

ということまで言われているのでしょうかということ、齋藤先生にお伺いしたいということです。

○安念座長 どうぞ。

○齋藤弁護士 今、御指摘いただいた騒音については、深夜酒類提供飲食店でも風営法の規制内容を準用しておりまして、そこで法的には対応可能かと思えます。

今、町で実際に問題になっているのは、お店の中から出る騒音ではなくて、酔っ払ったお客さんがまちに出てわあわあ騒ぐ、そういった騒音が特に問題視されておりまして、そういうお客さんの出てくるところはもちろんクラブだけではなくて、カラオケボックスだったり居酒屋だったりバーだったりいろいろなところがありまして、それは風営法でダンスを規制するだけではむしろ不十分で、迷惑防止条例ですとかいろいろな店舗の事業者によるパトロールですとか、もう少し地域と密着した実効的な取締りが求められているというところなのですが、風営法ではそれがなかなか実現しにくいというところなんです。

○安念座長 どうぞ。

○警察庁 現行の深夜酒類提供飲食店営業の規制につきましては、深夜において遊興させてはいけないということになっていきますので、そもそも静かにお酒を飲む分にはいいのですけれども、ダンスをさせるといったようなことは一切できない扱いになっております。

それから、今、問題、話題になっていますクラブにつきましては、先ほど座長の方から「出会いの場」という言葉がございましたけれども、全てが全てのクラブがそうだというわけではないのだとは思いますが、やはり男女の出会いの場といいますか、男性と女性で料金に差をつけたり、あるいは場合によっては女性はただにするとか、ドリンクを無料で飲めるようにするとか、そういった形での営業というのも見られるところでありまして、やはりそういった男女の享乐的な雰囲気という意味では、そういったことからいろいろな問題が生じているということでもありますので、完全に規制の外に外してしまうというのは問題ではないかと考えております。

○安念座長 どうぞ。

○齋藤弁護士 今、御指摘のあったダンスの出会いに伴う享乐的な雰囲気の例えばなので

すけれども、男女の出会いの場。これは、もし実際そういう場所が、享樂的な雰囲気過度にわたるのであれば、むしろ接待営業としての潜脱行為という形で取り締まっていくべきだと思いますし、あるいは出会い系喫茶というまた別の風俗営業、出会い系の店舗というまた別の風俗営業がありますので、むしろダンスではなくてそちらに実態が近くなっていくのかなという気がしております。

○安念座長 どうぞ。

○警察庁（楠課長） 細かい話で恐縮なのですが、接待というのは営業側がお客をもてなす話ですので、お客同士がある意味その場で盛り上がりたりするものについては対象になりません。

○安念座長 どうぞ。

○佐久間委員 今のお話を聞いていると、やはり深夜酒類提供の騒音というのはそもそも騒音を出してはいけないという規制であって、どのくらいまで出していいとかいう規制は当然ないということですね。遊興がないということは基本的に音はないということですよ。

○警察庁（楠課長） 遊興がなくても、音楽を聞かせるために流したりとかありますので、それは風営法でも基準を設けています。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○安念座長 他はいかがですか。

どうぞ。

○日本ダンススポーツ連盟 5ページ目のタイトルが「ナイトクラブ等営業」、法律上そういう説明をしているので「ナイトクラブ」となっているのですが、昔のイメージで固定されてしまうのが困るのです。例えば私たちとしては、ナイトクラブではなく昼間に子供を立ち入らせられないというのは当然困るわけです。昼間に普通のカフェやレストランでいい音楽がかかっていて、食事をしながらちょっと隣で踊ることができる。こういう文化にしたいと私たちは思っているのです。これが、ナイトクラブ禁止だからということで全部できなくなってしまっているのです。

十把一からげで大きくダンスそのものに規制をかけているということに対して、もう一回ここで考え直していただきたいということです。

○安念座長 久保利先生、どうぞ。

○久保利専門委員 今、議論されている繊細な議論とはちょっと違うのかもしれませんがけれども、要するに齋藤先生がお書きになったものの中で、ダンス基準が警察官にとっても非常にわかりづらい、困っているというのがあるのですけれども、その中で警察官が何をポイントに判断するかというと、享樂的な雰囲気。音楽に合わせて、楽しくリズムに合わせて踊っていれば、それでも享樂的だと。一体享樂をしてはいけないというような、享樂禁止法として風営法というのはあるのだろうか。

いい音楽がかかっていたらちょっとダンスをしたくなるという人がいたって、みんな

がみんなではないにしたって、これはいいではないか。どうもごみや騒音というのは風営法の保護法益ではないとすると、この法律の保護法益は、一体誰に対して何を禁止するためにあるのかという根幹的なところで疑問があります。申しわけありませんけれども、私には、享樂的なことがいかにと言われますと、誰かにとっては享樂的なことというのはダンスだけではなくたっているいろいろな享樂があるわけですから、国が介入して取り締まるといのがもし風営法の存在意義だとすると、これはちょっと過剰規制の法律なのではないかと私は思います。

○安念座長 それはなかなか所管の省庁としては難しい。

○警察庁（楠課長） 先ほども申し上げましたように、風営法の中での風俗営業の位置付けと申しますのは、適正に営まれれば国民に健全な娯樂を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては問題が生じるということでございます。また、規制しているのも営業でありまして、ダンスそのものをやってはいけないということではございません。

この法律によって守ろうといたしておりますのは、法令文上は善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するということでありますが、先ほど申し上げましたように、一番行き着くところまで行ってしまうと、売春だとか賭博だとかわいせつ行為だとかそういうことになりますけれども、それに至らないまでも、男女間のそういうお酒に酔っ払って嬌声を上げたりとかそういったものによって、社会的な道徳規範というようなものが乱れてきたり、周りに住んでいる人に対してそういった声が漏れていたりとかして環境が害されるとか、あるいはそういった酔っ払って男女がいろいろやっているところに少年が入っていくと健全育成上も問題があるだろうと、そういったことを踏まえまして規制を行っているというものでございます。

○久保利専門委員 わかるのですけれども、その目的だと言っていることがどうも騒音というのも外へ出てからうるさいのだとか、酔っ払った男女が往来で何かごちよごちよやるからいけないとか、要するにどこにも営業施設ということに絡む問題、それからダンスをするということに対する問題点という指摘にはなっていないのではないかと。それではどうも合理性がないのではないかとというのが私の議論の立て方なのです。

○警察庁（楠課長） それは、社会的な実態としてこういった形態の営業があつて、そういう営業をやっている営業所の周辺ではそういった問題が起きているということがあつて規制をしてきたということでございまして、現時点においてもその必要性というのは変わらないだろうと考えておるところでございます。

○安念座長 他にいかがですか。

どうぞ。

○佐久間委員 もう一度確認なのですけれども、騒音と振動の規制の法の第15条。これだ条例等で定める数値騒音もしくは振動の基準というのが、3号と普通の深夜酒類営業では同じなのですか、違うのですか。そこがよくわからなかったので教えてください。

○警察庁（楠課長） 後ほど詳しく。間違ったら困りますのであれなのですけれども、数値が若干違うかもしれませんが、一定の音以上出してはだめだという形になっているというふうに考えております。

○安念座長 楠さん、そんなに緊張していただかなくていいですよ。

○警察庁（楠課長） 失礼しました。完全に同じです。

○安念座長 完全に同じ。それならそれで結構です。細かい情報はまた何か追加して教えていただくことがあれば、事務局のほうにお知らせください。

商店街さんはどうですか。何か今までの議論でお感じになるところはございませんか。

○六本木商店街振興組合 六本木商店街の青野でございます。

今までのお話をお伺いをしておりますと、いわゆる社会情勢の変化ですとか、あるいは生活様式の変化ですとか、あるいは日本人の意識の変化ですとか、あるいは欧米ですか、先ほども出ていました。やはりその辺のところから大局的に見て、ダンスを風営法から外すというのはある意味では時代の要請なのかなと思っております。そういうところは理解を示すものではございますけれども、やはりまたこれを外しますと、先ほど警察庁さんが御指摘いただいたようないろいろな問題が別に発生をする可能性がある。その可能性のあるところを、また別の法律なり何なりでしっかりとやっていただきたいなと思ってます。

また、私どもが特に気にしていると申しますか、警察庁さんほうで用意をしていただいた4ページの一番上でございますけれども、午前0時から日の出までは営業を営んではいけないと。ということは、日の出から営業をしてもいいということでございます。六本木には学校がありまして、通学者ですとか通勤者ですとか、大変そういう方々に対して非常に余りいい影響は与えていないということございまして、やはりこの日の出というのは非常に違和感がございまして、逆にそういったような時間的な規制をするならば、例えば夕方5時ぐらいから翌朝の5時までというふうな形のほうがいいのかも思っているところございまして、そのかわり営業時間をそれだけ深夜もするというところから、やはりその辺のところ規制をより強くした法律なり何なりができればいいのかなと思っております。

○安念座長 他はいかがでしょうか。

いろいろ検討しなければならぬことは多々ありますが、やはりダンスに着目して規制するというのは本丸を直接規制していないような感じがして、いささか隔靴搔痒の感がある。

騒音が悪い。そのとおり。性犯罪はもちろん悪い。薬物犯罪は極悪非道と。しかし、それはそれとして強力に規制すべきなのであって、ダンスという概念をかませるのが賢明かどうかというのはちょっとやはり疑問があるのは当然でしょうね。

それともう一つここが不思議なところなのは、日本は酒には甘いのですね。異常に甘い。多分外でけんかして大声というのは、ダンスの勢いでけんかするというのは余りないはず

で、やはりそれは酒の勢いでやる。ところが日本は酒に対しては異様に寛大な文化があって、実際に夜明け後もですね、およその話、午前中に酒を飲むということは欧米の文化ではあり得ないことですが、それも悪いようないいような何だか奇妙なこと。私もこれは現時点の直感を言っているだけですが、どうも本来規制すべきところを規制しないで、脇筋から入っているような感じがしなくもないです。

その点から考えていくと、近隣の商店街の利益を守ることだけが風営法の目的ではないからそれだけでは言えないのだけれども、規制の仕方を工夫すると、クラブなり何なりのダンス系の営業の方と、商店街あるいは近隣の住宅地の方との利害というのはそれなりに調整できるような気がしていると。しているだけで、そんなことやれるならやってみると警察庁さんはおっしゃるだろうけれども、そんな感じがしますので、よりよい着地点を求めて、立法論をするところですので、現行法ではこうだというお立場ももちろんあるけれども、よりよいレギュレーションを求めるとというのが基本的なスタンスでございますので、また今日教えていただいたことをもとにしながら議論を深めてまいりたいと思いますので、警察庁さんを初めまた今後とも御教示にあずかりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日はこのぐらいにいたします。どうも本当にお忙しい中ありがとうございました。

しかし、警察としては苦情が出れば全く動かないということとはできない話ですね。

○警察庁（楠課長） それと、やはり営業制限地域をきちっと設けて住宅街に入っていないとかですね、そういうのはやはり問題となる事案に個別の法律で対応するというのではなくて、営業に対する規制が必要です。

○安念座長 ゾーニングはまず絶対でしょうね。それは私はマストだと思いますよ。それはよくわかります。そのとおりだと思います。

皆さん、本当にありがとうございました。

（警察庁、齋藤弁護士、日本ダンススポーツ連盟、六本木商店街振興組合退出）

○安念座長 ありがとうございました。

別に今、ここでどうこう結論を出さなければいけないわけではないけれども、皆さんからも既に御意見のあったところですが、騒音、ごみ、性犯罪、薬物、それはいけないに決まっているので、その手のものはがちり取り締まっていいただくのは当然なのだけれども、やはりダンスという切り口で規制するというのは恐らく外国にも例のないことで、日本でもこれをやっても全然実効的な規制にならないなという感じがするし、そもそも享乐的な雰囲気だめだと、それはえらい規制で、いつからそんな風になられたのですかと、日本人はもともとそういう民族ではないはずでしょうみたいな、ちょっと半畳の一つも入れたくなる場所ですね。

警察の立場はわかりますけれどもね。近隣から文句が出たら動かないわけにはいかないのだからそれはわかるのだけれども、彼らにとってもより実効的に規制のできるような道

筋というのがあれば、そちらのほうがウイン・ウインなるわけだから、そういう方向を目指したいと考えておりますので、今後とも議論を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保利専門委員 だからゾーニングだと思うのです。パチンコのようにゾーニング規制をしないでおいて、酔って店から出た客はうるさいに決まっているわけだから、それをダンスのせいにするほうがおかしいのです。

○安念座長 それでまた日本というのは、都市計画のゾーニングが甘いのですね。それは言ってもしょうがない。

○佐久間委員 違いがあるのは事実ですね。違いはあるだろうとは思いますが。

○安念座長 違いというのは。

○佐久間委員 単純な深夜酒類提供と。

○安念座長 ちょっと違うでしょうね。それは違うと思います。

だってそれは、酒類って、要するに飲食するだけだから、そんなのは100人も200人もで一緒になって騒ぐということはある得ないけれども、クラブというのはある程度大人数だからこそ盛り上がるのであって、3人とか5人とかいうのはあり得ない話ですね。

○佐久間委員 それはないですね。66平米以上ですから。

○安念座長 だから、たくさんになるからいいのであって、そうなると当然そこも一種のプレッシャーというか空気の振動が生ずるのだから当たり前の話。だからそれは全く私も同じだとは思いますが。

ありがとうございました。